租税体系

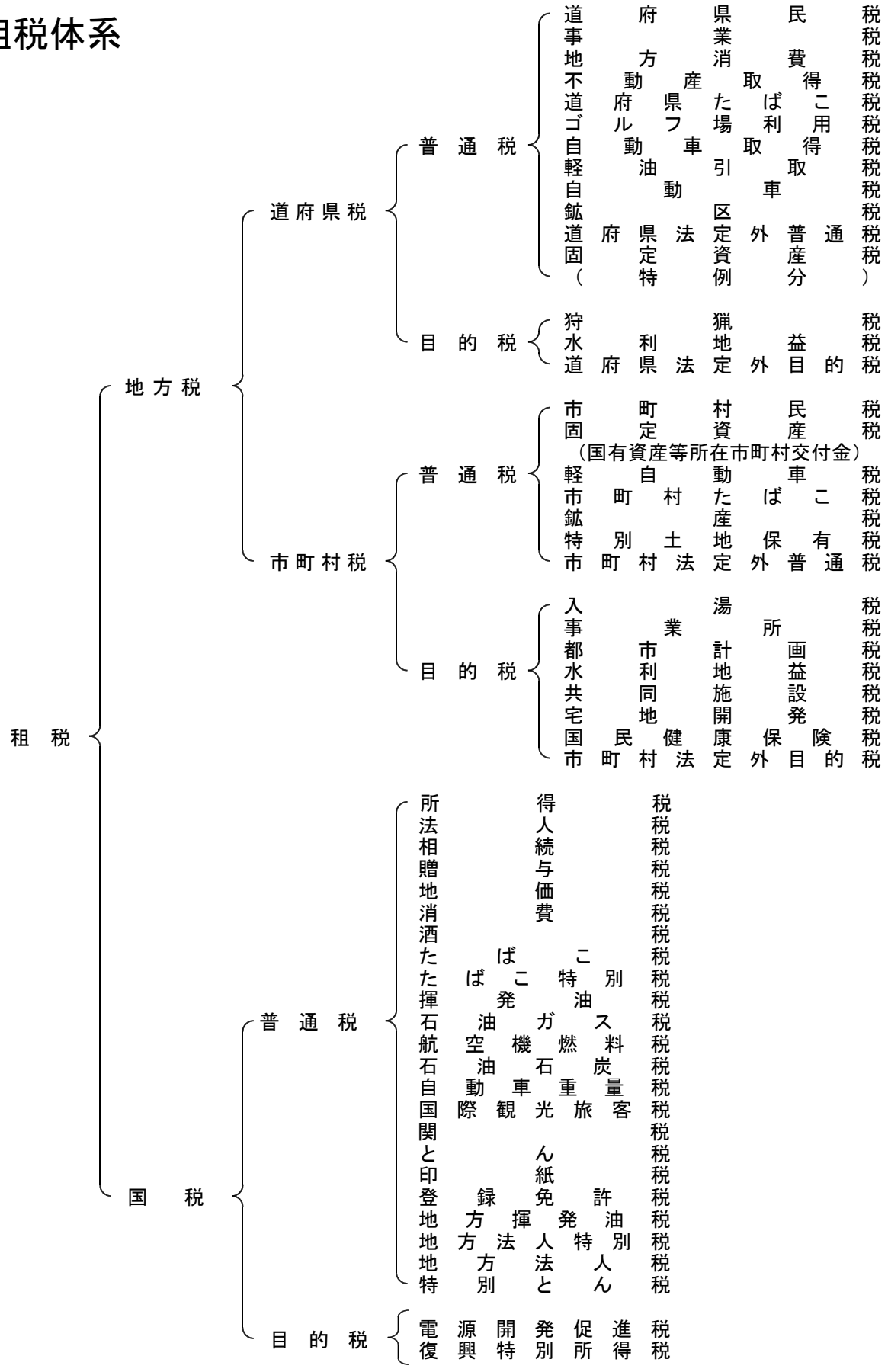

（注）１ 普通税：その収入の使途を特定せず、一般経費に充てるために課される税。
普通税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外普通税という。

２ 目的税：特定の費用に充てるために課される税。
目的税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定目的税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い課するものを法定外目的税という。

３ 国際観光旅客税は、平成31年１月７日から課税。（平成31年１月７日以後の本邦からの出国に適用）

４ このほか、森林環境税（仮称）（国税）を、平成36年度から課税。（平成31年度改正で創設予定）